

多文化共生のまちづくり促進事業の実施内容の変更について

●変更点

項目	現行	改正案	改正理由
助成対象団体 (要綱・第2条関係)	都道府県、市町村(特別区を含む)、地域国際化協会	都道府県、市町村(特別区を含む)、地域国際化協会、NPO、当協会が認める法人格を有する団体(地方公共団体、地域国際化協会と連携をして事業を実施する団体に限る)	助成対象団体を増やすことにより、より多様な事業の中から選考し、採択事業を決定
助成対象経費 (要綱・第4条関係)	食糧費は助成対象外である	食糧費を助成対象とする	必要最低限の食糧費は対象としている他のクリア助成事業に合わせる
助成額 (要綱・第5条関係)	【上限額】 (1)都道府県及び指定都市 400万円 (2)指定都市を除く市町村及び地域国際化協会 300万円 (3)共同事業 400万円 【下限額】 設定していない	【上限額】 (1)都道府県及び指定都市 400万円 (2)指定都市を除く市区町村、地域国際化協会、NPO及び当協会が認める法人格を有する団体 300万円 (3)共同事業 400万円 【下限額】 全団体 50万円	・NPO法人等の上限額:申請が想定されるNPO法人等は市町村の協会が多いため、現行の市区町村及び地域国際化協会の例にならう ・下限額:ある程度の規模をもった事業を選考対象とする
申請時提出資料 (要綱・第6条関係)	助成申請書、事業計画書、収支予算書	助成申請書、事業計画書、助成事業経費内訳書	他のクリア助成事業との事務の統一及び事務の簡素化
変更・中止時提出資料 (要綱・第9条関係)	変更(中止・廃止)承認申請書、事業計画書、収支予算書	変更(中止・廃止)承認申請書、事業計画書、助成事業経費内訳書(変更後)	他のクリア助成事業との事務の統一及び事務の簡素化
計画変更・中止の申請 (要綱・第9条関係)	以下のケースでは、変更申請をする必要がある。 ①助成額の2割超過の増減があったとき ②科目相互間における3割超過の増減があったとき	以下のとおり、変更申請の必要なケースを変更する。 ①助成額の2割超過の増減があったとき ※②の項目については削除する	他のクリア助成事業との事務の統一及び事務の簡素化
実績報告提出資料 (要綱・第10条関係) (細則・第5条関係)	実績報告書、事業報告書、収支決算書、協会が必要と認める書類(助成事業にかかる領収書の写し、歳入歳出予算のうち、この助成金の収支が把握できる部分の写し、記録写真等)	実績報告書、事業報告書、助成事業経費報告書、協会が必要と認める書類(支出命令書等(領収書を含む)及びその証拠書類の写し、記録写真や成果物等、他各団体に応じたこれに相当するもの)	他のクリア助成事業との事務の統一及び事務の簡素化
審査基準 (細則・第2条)	・多文化共生マネージャー活用に係る審査基準はなし ・項目 (公益性、重要性・必要性、妥当性、継続性・発展性、模範性)	・多文化共生マネージャー等の人材の活用に関する審査基準を設ける ・項目 (必要性、妥当性、連携性(多文化共生マネージャーの活用)、発展性、模範性)	・多文化共生マネージャーの活用に係る項目の追加 ・基準が明確になるよう内容を修正